

『ゼロからの申告書 2014』内容の訂正

頁	正	誤
273	問題文記 10-③の次に④の記載を追加する。 <u>④ 乳幼児用衣類のサイズは、当該長さの身長を有する人が着用するのに適当であるように当該衣類が製造されていることを示す (例えば、サイズ 70cm は、身長が 70cm の乳幼児用の衣類を示す。)</u>	(新規)
300	問題文記 4 及び 9 の一部を修正する。 4 課税価格の右欄 (f) ~ (j) には、別紙 1 の仕入書に記載された価格を本邦通貨に換算した後の価格に下記 6 から 8 までの費用のうち申告価格に算入すべきものを加算した額を記載することとする。なお、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 9 上記 6 の費用を申告価格に算入する場合の申告価格への振り分けは重量 (G/W) 按分とする。	4 課税価格の右欄 (f) ~ (j) には、別紙 1 の仕入書に記載された価格に下記 6 から 8 までの費用のうち申告価格に算入すべきものを加算した額を本邦通貨へ換算した後の価格を記載することとする。なお、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 9 <u>7、8 の費用について</u> 上記 6 の費用を申告価格に算入する場合の申告価格への振り分けは重量 (G/W) 按分とする。
377	解説の 1.- (6) の一部を修正する。 貨物は「黄銅製の装飾用の鎖で、ニッケル・シルバー (洋白。第 74 類号注 1 (c) 参照) をめっきしたもの (切り売りによる小売り)」であるので、卑金属には卑金属の合金を含むこととされていることから、第 74.19 項の「その他の銅製品」に該当し、第 7419.10 号の「鎖…」に分類する。	貨物は「黄銅製の装飾用の鎖で、ニッケル・シルバー (洋白。第 74 類号注 1 (c) 参照) をめっきしたもの (切り売りによる小売り)」であるので、 <u>第 15 部注 6 の規定により</u> 、卑金属には卑金属の合金を含むこととされていることから、第 74.19 項の「その他の銅製品」に該当し、第 7419.10 号の「鎖…」に分類する。
408	解説の 1.- (注) -①の計算式の内容の一部を修正する。 US\$,2000.00 × <u>0.95</u> × 102.50 円/US\$ = 194,750 円	US\$,2000.00 × <u>.095</u> × 102.50 円/US\$ = 194,750 円